令和８年度採用４月着任

四万十町地域おこし協力隊　募集要項

高知県四万十町は、雄大な四国山脈を背に、南は青く輝く太平洋に面し、その中央を清流四万十川が東から西へ大きく蛇行しながら流れる自然豊かな町です。

四万十町では未来にわたり持続・発展していくため、地域外の人材を積極的に受け入れることにより、地域の元気づくり・地域活性化の新たな展開を目指しています。

１．募集予定人数	１名
２．ミッション名 （活動名）	移住定住業務支援
３．勤務地	四万十町役場本庁　窪川地域（四万十町琴平町 16 番 17 号）
４．活動地域	四万十町窪川地域
５．募集対象	〈応募条件〉 ①生活の拠点が 3 大都市圏をはじめとする都市地域等から四万十町内へ移し、住民票を異動させることが可能な者（任用を受ける前に既に四万十町内に定住・定着している者（既に住民票の異動が行われている者等）については、原則として含まない。） ②過疎地域の活性化に意欲があり、地域住民と生活をともにする意思のある者 ③普通自動車免許を取得している者または着任日までに取得予定の者 ④パソコン（ワード、エクセルなど）の一般的な操作ができる者 ⑤他地域に向けて電子媒体等で情報発信を行うことができる者 ⑥任期満了後において定住する意思のある者 ⑦地方公務員法第１６条の欠格事項に該当しない者
６.任務 （業務内容）	〈空き家所有者にアプローチをおこなう〉 町内には、空き家が多く残っていますが、多くがそのままになっている状態です。空き家相談等をもとに、所有者の意向を確認し、町の補助制度や関係団体を紹介します。また、空き家相談があった際にも対応していただきます。 〈SNS での情報発信〉 Facebook や Instagram、note、YouTube を活用し、四万十町での暮らしについて発信していきます。 〈移住相談会や移住フェアに参加〉 職員と一緒に年に４～６回相談会や移住フェアに参加します。町内での暮らしや制度など相談対応を行います。

〈おすすめポイント〉

・将来的に、空き家や空き店舗を活用して起業したい方にぴったり！

地域の方と交流する機会があるので、色々な人と繋がることができます。また、空き家や空き店舗を活用した起業を考えている方には、情報収集もできます。

・現役の地域おこし協力隊が、14 名！相談しやすい環境！

現役の地域おこし協力隊が 14 名（R7.11.1 時点）おり、一人で悩まず相談しやすい環境です。協力隊 OB・OG や地域の方もご紹介しますので、知り合いができるか不安な方も安心してください。

〈着任後のイメージ〉

３年間のイメージ（１年目）

１年目	・地域について知る ・空き家や補助制度について知る ・ほかの自治体の空き家活用について調べる ・所有者にアプローチを行う ・情報発信を行う
２年目	・所有者にアプローチを行う ・情報発信を行う
３年目	・所有者にアプローチを行う ・情報発信を行う

１週間のイメージ（１年目）

	業務内容	
月曜日	業務の整理	地域について知る 空き家制度について学ぶ
火曜日	情報発信業務	
水曜日	所有者にアプローチを行う	
木曜日	空き家制度について学ぶ MTG（にぎわい創出課や建設課など）	
金曜日	情報発信業務（内容について検討） 所有者にアプローチを	
土曜日	休み※相談会の際には土日勤務あり	
日曜日	休み※相談会の際には土日勤務あり	

任期終了後（３年後）のイメージ

・空き家、空き店舗を活用した起業、就職等

※確約ではありません。

７.求める人物像	・自ら積極的に行動できる人 ・チーム全体で一緒に動ける人

	・地域活動に意欲的に参加できる人 ・起業する意欲がある人
８.勤務日数・時間	〈勤務日数〉 １年目：16 日/月 ２年目：15 日/月 ３年目：14 日/月 〈勤務時間〉 原則、８時 30 分～17 時 15 分とし、始終業時刻は主管課で指定。（うち休憩１時間） １年目：124 時間/月 ２年目：116 時間 15 分/月 ３年目：108 時間 30 分/月
9.報酬	月額 206,000 円 ※時間外手当、退職手当等はありません。
10.雇用形態	四万十町が雇用。 なお、雇用の期間は、着任日から最長３年間とします。 ただし、単年度契約とし、その契約の時点で勤務条件を変更する場合があります。
11.待遇・福利厚生	〈住居〉 活動期間中の住宅は、町が用意します。家賃は活動経費から支出します。 ※転居にかかる費用、光熱水費等は自己負担。 〈活動用車両〉 活動時に必要な自動車は、町が用意します。 〈休日〉 四万十町会計年度任用職員に準ずる。 ア.週休日（土曜日・日曜日） イ.祝日 ウ.年末年始（12 月 29 日から１月３日まで） エ.夏季休暇（※１年目のみ： ７月～９月で３日） オ.その他（休日勤務による代休等） 〈保険〉 社会保険・雇用保険に該当。 （町が定める規則に準ずる。） 〈兼業〉 協力隊活動に支障がない範囲で兼業可能（町に届出必要）。 〈その他〉 ・活動のために必要な経費や研修費については、活動経費内で支出。 ・通勤手当については、通勤距離（片道） ２㎞以上の場合支給。

12.応募方法	〈申込受付期間〉 令和７年 11 月 14 日（金）～令和８年１月 22 日（木） ※応募書類は、令和８年１月 22 日（木）必着です。 〈提出書類〉 ア．応募用紙（添付の様式） イ．レポート（「地域おこし協力隊で活かしたい私の能力」「３年間の活動で掲げたい目標」のいずれかをテーマに 1000 字以内で作成し、提出してください。用紙サイズは Ａ４で書式は自由です。） ウ．現住所地で税金を滞納していない証明書（完納証明書など） ※提出された書類は返却しません。 〈提出先〉 〒786-8501　高知県高岡郡四万十町琴平町 16 番 17 号 四万十町役場　にぎわい創出課　移住定住係　宛
13.選考	①第一次選考 書類選考の上、結果を令和８年１月下旬に文書で通知します。 ②第二次選考 第一次選考合格者については面接を行います。 面接は、令和８年２月７日（土）に実施します。 ③最終選考結果の報告 令和８年２月下旬　※合否は全員に文書で通知します。
14.問合せ	〒786-8501　高知県高岡郡四万十町琴平町 16 番 17 号 四万十町役場　にぎわい創出課　移住定住係 TEL：0880-22-3281　FAX：0880-22-5040 E メール：iju-40010 @town.shimanto.lg.jp ★ご不明な点がございましたら、ご気軽にお問い合わせください。